

業務委託契約書附属条件

(趣旨)

第1条 この付属条件は、業務委託契約書（以下「委託契約書」という。）の条項の取扱いに関し必要な事項及び契約の履行に当たり必要な事項を定めるものとする。

(契約保証金)

第2条 委託契約書別記第4条による契約保証金は、次の第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は契約の保証を要しない。

(1) 一関市財務規則（平成17年一関市規則第51号。以下「規則」という。）第144条の規定により委託契約書の作成を省略できる委託業務

(2) 業務委託料が500万円未満の委託業務で、受託者が規則第146条第3号の規定に該当するとき

2 委託契約書別記第4条第1項第2号に規定する契約保証金に代わる担保として有価証券をもって代用する場合は、当分の間、規則第4条第2項第1号の有価証券に限るものとする。

(仕様書)

第3条 委託契約書別記第1条の仕様書は、次のとおりとする。

(1) この契約が、設計業務委託契約又は、設計業務と他業務の一括委託契約の場合は岩手県県土整備部編設計業務等共通仕様書（平成21年10月1日以降適用）。

(2) この契約が測量委託契約の場合は、岩手県県土整備部編測量業務共通仕様書（平成21年10月1日以降適用）。

(3) この契約が、地質調査委託契約の場合は、岩手県県土整備部編地質調査業務共通仕様書（平成21年10月1日以降適用）。

(4) 特記仕様書

2 前項の第1号、第2号及び第3号の仕様書の内容が、第4号の特記仕様書の内容と相いれないときは、特記仕様書とする。

(主任技術者)

第4条 委託契約書別記第10条で定める測量作業の主任技術者は、特記仕様書で定める資格、業務経験等を有しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、業務委託料が500万円未満で、かつその業務が簡易であると発注者が認めた場合は、受注者が定めた者を主任技術者とすることができる。

(管理技術者)

第5条 委託契約書別記第10条で定める管理技術者は、特記仕様書で定める資格、業務経験等を有しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、業務委託料が500万円未満で、かつその業務が簡易であると発注者が認めた場合は、受注者が定めた者を管理技術者とすることができる。

(照査技術者)

第6条 委託契約書別記第11条で定める照査技術者は、特記仕様書で定める資格、業務経験等を有しなければならない。

(前払金)

第7条 委託契約書別記第34条第1項の前払金は、業務委託料（履行期間が次年度以降にわたるものについては、当該年度の支払限度額）が500万円以上の場合に支払うものとする。この場合、千円未満は切り捨てるものとする。

(業務委託料の請求)

第8条 委託契約書別記第32条第1項、第34条第1項及び第4項並びに第37条第3項の請求は、市長に請求書を提出して行うものとする。